配当公告

中国深圳市沙井鎮沙四村朱宝工業区K栋、開始決定時の住所愛知県岡崎市富永町字番丈目三番地一Ｐｅｒｓｉｍｏ／Ｎ
破産者　石倉　敏明

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十四年（フ）第二〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金五二一、四九二、一三一円

一、配当することのできる金額
金一〇、五四四、八五〇円

平成二十五年八月八日
愛知県刈谷市若松町二丁目二番地
破産管財人　加藤　千冬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市三条東二丁目五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川村　純市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階
相続財産管理人　弁護士　小野田充宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市片岸町第九地割七番地、最後の住所岩手県釜石市片岸町第九地割一二六番地
被相続人　亡　佐々木　照

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
岩手県釜石市中妻町三丁目一二番一八号
震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　瀧上　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市稲生二丁目二八番地、最後の住所東京都台東区雷門二丁目二番四号浅草むぎとろハイム五〇六
被相続人　亡　河野　智典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
山形県鶴岡市美原町一五―二六
相続財産管理人　佐藤　充崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市中上野七七七番地、最後の住所茨城県水戸市内原町一二二番地の三ケアハウスサンピア三〇三号
被相続人　亡　遠藤　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
茨城県笠間市大渕七三二番地
相続財産管理人　飯嶋　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市原宿町三二九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長島喜一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
群馬県太田市浜町三番六号太田商工会議所会館四階　りょうもう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神谷　保夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区本所二丁目七番地四、最後の住所東京都目黒区大橋一丁目八番五―八〇一号目黒第五コーポラス
被相続人　亡　廣瀬　松江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区飯田橋四丁目七番地四、最後の住所東京都練馬区向山三丁目七番一一号シルバーヴィラ向山
被相続人　亡　荒川　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区早宮一丁目六〇番地、最後の住所東京都練馬区早宮一丁目二〇番六号
被相続人　亡　畠中　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番地クリスタルビル五階宮崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮崎　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区祖師谷三丁目九八番地四、最後の住所東京都世田谷区千歳台三丁目二五番五―一〇二号
被相続人　亡　田村　幸宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
事務所東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山三丁目一〇一番地、最後の住所東京都墨田区立花四丁目三一番七号
被相続人　亡　石原　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五
相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区東伊興三丁目二四番二九号
被相続人　亡　鈴木　孝知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日
事務所東京都中央区八重洲二丁目八番七号福岡ビル六階石嵜・山中総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山中　健児

第59期決算公告　平成25年8月8日

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田字本郷2479番地

富田電機株式会社

代表取締役　佐圓　治生

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,345,058
	固定資産	1,224,911
	合計	2,569,969
負債及び純資産の部	流動負債	612,032
	固定負債	518,001
	株主資本	1,427,463
	資本金	86,400
	利益剰余金	1,341,063
	利益準備金	21,600
	その他利益剰余金	1,319,463
	（うち当期純利益）	（26,864）
	評価・換算差額等	12,473
	合計	2,569,969